

第2回 多様な困難に直面する女性に対する 支援等に関する関係府省連絡会議	参考資料4
令和元年12月26日	

女性活躍加速のための重点方針 2019(抜粋)

令和元年6月18日
すべての女性が輝く社会づくり本部

I 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

3. 困難を抱える女性への支援

(1) 困難に直面する女性への支援

DVを始めとする複合的困難により、社会的に孤立し、生きづらさを抱える女性に対する支援を政府一体となって推進する。そのため、生きづらさを抱える女性を支援する民間シェルターや相談センター等について、その実態や課題を把握するとともに、当該民間シェルターや相談センター等が官民連携の下で行う先進的な取組（①心理専門職等によるメンタル面のケア、②母子一体型支援、③児童虐待対策との連携、④一時保護後の切れ目ない総合的支援、⑤メール・SNSなどを活用した相談 等）を試行的に実施（パイロット事業）し、これにより得られるニーズに応じた支援のノウハウの蓄積・普及に係る調査研究を実施する。また、平成30年度に立ち上げた「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」における議論等を踏まえ、他法他施策優先に関する取扱いの見直しや一時保護委託の積極的活用等を始め、婦人保護事業の運用面における改善に速やかに取り組むとともに、社会の変化や支援ニーズに見合った婦人保護事業の見直しを図るため、同検討会において引き続き議論を行い、その議論を踏まえつつ必要な見直しについての検討を加速する。

(略)